掲載事項一覧

- ① <取り扱いのある医療保険及び公費負担医療>
- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・生活保護法に基づく指定(医療・介護)
- ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定(育成医療・ 更生医療・精神通院医療)
- ・労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・児童福祉法に基づく指定
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定

② <服薬管理指導料>

当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。

患者様ごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギーなどを確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。

③ <個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行>

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。

④ <後発医薬品調剤体制加算>

当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付 1 回につき算定しております。

先発医薬品を希望される患者様は、スタッフへお申し出ください。

⑤ <調剤報酬点数表一覧>

当薬局は、以下の調剤報酬点数を算定しております。

(厚労省から通達のある点数一覧の表を挿入してください。)

⑥ <容器代等保険外請求>

当薬局では、必要に応じて容器代を頂戴しております。また、患者様の都合・希望に基づく ご自宅へ調剤した医薬品の持参料・郵送料も患者様負担となります。

保険対象外の自己負担について

項目	金額
長期収載品の選定療養費	選択する医薬品により異なります
(厚生労働省が指定した長期収載品を、患者様希望	
で調剤した場合)	
文書料	1000 円+消費税
(保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用)	
患者さま希望による	1 包につき 10 円
内服薬の一包化	270 包を超える場合は一律 2700 円
患者さま希望による	実費
ご自宅への調剤した医薬品の郵送代	
薬剤の容器代	軟膏容器 100g 100 円
	そのほか容器 一律 50 円

※治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、規定の調剤報酬点数表に従い算定 いたします。

※医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

※甘味料の添加につきまして原則として料金はいただいておりません。

⑦ <個人情報保護方針>

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取扱に関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。また当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。

- ・当薬局における調剤サービスの提供
- ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握
- ・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・病院、診療所等からの紹介の回答
- ・患者様のご家族等への薬に関する説明
- ・医療保険事務 (審査支払期間への調剤報酬明細書の提出、審査支払期間または保険者からの紹介への回答)

- ・薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談またへ届出など
- ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当薬局内で行う症例研究
- ・当薬局内で行う薬学生への薬局事務実習
- ・外部監査期間への情報提供
- ⑧ <在宅患者訪問薬剤管理料(医療保険の場合)・居宅療養管理指導費及び介護予防居宅 療養管理指導費(介護保険の場合)>

当薬局では、在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

⑨ <連携強化加算>

当薬局では、以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット(対外診断用医薬品)を販売しております。

- ・新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について
- ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む)
- イ 個人防備具を備蓄
- ウ 要指導医薬品及び一般用医療品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品(検査キット) の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエン ザ等感染症の発生がないときから整備
- ・災害の発生時における体制の整備について
- ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・ 訓練に参加する場合を含む)
- イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医療品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制
- ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制
- ⑩ <かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料>当薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。
- ・保険薬剤師の経験3年以上

- ・週32時間以上の勤務
- · 当薬局 1 年以上在籍
- 研修認定薬剤師の取得
- ・医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に 把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。

① <医療情報取得加算>

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、 質の高い保険調剤の提供に努めており、医療情報取得加算を算定しています。

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に 努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

② <医療 DX 推進体制整備加算>

当薬局では次のような取り組みを行い、医療 DX 推進体制整備加算を算定しております。

- ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用をしています。
- ・マイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として利用することを促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用する等、医療 DX に係る取組を実施しています。